

## 他の大学院への研究指導の委託について

大阪大学大学院学則第9条に基づき、他大学院等への研修指導の委託に関し、当分の間、次のとおり取扱うものとする。

### 1. 対象者

原則として大学院3年以上の学生とする。

### 2. 手続

指導教授から研究科長あて審議依頼のあった者について、研究科教授会の議を経て研究科長が承認し、委託先の研究科長等に申請する。(様式1)

### 3. 派遣時期

学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

### 4. 研究期間

原則として1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、所定の手続きを経て延長することができる。(様式2)

### 5. 研究指導報告

所定の研究期間終了後は、研究科長から委託先の研究科長等あてに報告を求める。

(様式3)

この取扱いは、平成6年2月10日から実施する。